平成２４年（フ）第６５号
岐阜県高山市西之一色町３丁目1253番地　クレアＡ202号
債務者　畑中　勝治
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
岐阜県高山市桐生町４丁目388―１　バウハウス103号、住民票上の住所岐阜県高山市桐生町７丁目111番地
債務者　畑中　一雄
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
岐阜県下呂市森1145番地１　宮本荘307
債務者　今井　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
三重県伊賀市平野樋之口283番地の16　プラザミナミデ102
債務者　カラオケＢＯＸポニーこと　丸井　佳子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６７６号
京都市上京区七本松通五辻上る老松町103番地84
債務者　西田　広次
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９４９号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田87番地　第６清滝荘16号
債務者　フラワーカワタこと　川田　吉和
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５０号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田87番地　清滝荘Ｎｏ．６　８号
債務者　川田　　裕
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄561番地
債務者　中嶋　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
鳥取県米子市彦名町70番地１市住１Ｒ―２―302
債務者　潮　美恵子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２５９号
愛媛県松山市枝松２丁目１番６号
債務者　有田　　英
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
愛媛県松山市松ノ木１丁目６番25号　松ノ木団地６―62
債務者　貞永　将敏
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８１号
愛媛県松山市畑寺１丁目12番13号
債務者　山崎　太郎
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８４号
愛媛県松山市東長戸４丁目６番７号　シャルマンコーポ松山城北208号
債務者　髙井三枝子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅58棟266号
債務者　小林　伸吾
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４３号
佐賀県佐賀市道祖元町33番地５
債務者　林田　幸一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
佐賀県鳥栖市元町1247―７サンロイヤル鳥栖壱番館406号楢林照子方、住民票上の住所佐賀県鳥栖市藤木町2105番地　ソフィア・イン・ザ・パーク内
債務者　**楢**林　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
佐賀県鳥栖市元町1247―７サンロイヤル鳥栖壱番館406号楢林照子方、住民票上の住所佐賀県鳥栖市藤木町2105番地ソフィア・イン・ザ・パーク内
債務者　**楢**林　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係